令和８年（フ）第１６０７号
札幌市中央区南11条西10丁目１番18―706号
債務者　髙田　綾乃
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４２号
群馬県渋川市渋川2067番地24　２―404
債務者　鈴木　　尚
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４９号
群馬県前橋市箱田町1366番地６　グリーンヒル箱田　Ａ―103号
債務者　角田　武流
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２５２号
群馬県前橋市総社町総社1118　あやめはうす前橋総社町、住民票上の住所群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1654番地21
債務者　橋爪　広美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４９号
群馬県館林市本町２丁目５番47号　ＴＭ21プラザ805号、住民票上の住所大阪府大阪市鶴見区今津北１丁目11番29―504号
債務者　原　　幸代（旧姓大天）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１９１号
群馬県高崎市中里町169番地２
債務者　松嶋さおり
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２０５号
愛知県豊田市十塚町４丁目４番地　レオパレス豊田第３　107号
債務者　伊東　和謙
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４７号
愛知県豊田市若林東町上外根56番地７　メゾン神谷201号
債務者　関　　雄治
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６６号
愛知県豊田市小坂本町３丁目92番地１　ソシオ豊田小坂本町207号、前住所愛知県豊田市陣中町二丁目12番８号　勝美荘202号
債務者　久和　玲児
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３７０号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田303号
債務者　林　　幸子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
高知市一宮南町１丁目１番６―507号
債務者　増井　優美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９２号
高知市愛宕町２丁目16番３号　新和荘１Ｆ中
債務者　田中　育男
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０４号
高知市農人町２番５号　クレスト20―204
債務者　後藤　英太
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６６号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目２番地15　シティライフ東陽201号室
債務者　佐藤　有美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８５号
釧路市文苑４丁目44番１号
債務者　留目　一輝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８６号
釧路市白金町25番３号
債務者　久保　昌弘
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７号
秋田県湯沢市川連町字大舘屋布前70番地
債務者　斉藤　大夢
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
秋田地方裁判所横手支部